

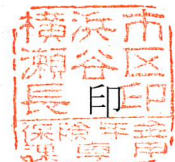
瀬谷区公告第 100 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 14 日

横浜市 瀬谷区長 山岸 秀之



送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	樽海 公一
送達する 書 類 名	令和 8 年度 横浜市介護保険料督促状 8 月期	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 14 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		